日本大学医学部付属板橋病院組織規程

昭和53年12月1日制定 平成19年4月1日施行 平成20年7月4日改正 昭和55年7月4日改正 昭和55年4月1日施行 平成20年4月1日施行 昭和61年9月19日改正 平成24年5月11日改正 昭和61年4月1日施行 平成24年4月1日施行 平成6年7月1日改正 平成25年4月5日改正 平成6年6月1日施行 平成25年4月1日施行 平成14年7月5日改正 平成26年9月1日改正 平成14年3月1日施行 平成26年10月1日施行 平成14年12月6日改正 平成27年2月6日改正 平成15年1月1日施行 平成27年4月1日施行 平成16年9月3日改正 平成28年3月4日改正 平成28年4月1日施行 平成16年4月1日施行 平成19年3月9日改正 平成30年5月18日改正 平成19年4月1日施行 平成30年4月1日施行 平成19年6月1日改正 令和5年12月1日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、日本大学医学部付属板橋病院(以下「病院」という)の診療及び管理に関する 職制の基本を定め、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 病院の組織

(病院長)

第2条 病院に、病院長を置く。

- 2 病院長は、日本大学教育職組織規程第15条第2項の定めるところに従い、当該病院の教育・研究 及び診療・管理に関する事項を管掌する。
- 3 病院長の任命及び任期については、日本大学教育職組織規程第15条第3項及び第4項の定めると ころによる。
- 4 日本大学教育職組織規程第15条第4項の定めにかかわらず、病院長の就任又は再任時に学部長の 在任期間が2年に満たない場合は、当該学部長の在任期間を病院長の在任期間とする。
- 5 病院長選出規程第2条第1項第5号による選出において、学部長の就任までに病院長の選出ができない場合は、現に病院長である者の任期を、次期病院長の就任まで延長するものとする。
- 6 病院長は、次の事由によって退任する。
 - ① 学部長が日本大学学部長選出規程第2条に該当するとき。
 - ② 本大学の教授の身分を失ったとき。
 - ③ 任期が満了したとき。
 - ④ 辞任を申し出て、大学が認めたとき。
 - (5) 病気等により当該職務の継続が困難であると大学が認めたとき。
 - ⑥ その他就業規則に違反するなど、病院長として適性を欠くと大学が認めたとき。

(副病院長)

- 第3条 病院に、4名以内の副病院長を置くことができる。
- 2 副病院長は、医学部の教授又は准教授のうちから病院長が推薦し、大学の承認を得て、理事長が 任命する。

- 3 前項に規定するもののほか病院長が推薦し、大学が承認したときは、看護部長を副病院長として 理事長が任命することができる。
- 4 副病院長は、病院長を補佐し、各担当業務を分掌する。
- 5 副病院長の任期は、病院長の在任期間とする。
- 6 病院長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ病院長の指名した副病院長がその職務を代行する。
- 7 副病院長は次の事由によって退任する。
 - ① 本大学の教授若しくは准教授の身分を失ったとき又は当該病院の看護部長の職を解かれたとき。
 - ② 辞任を申し出て、大学が認めたとき。
 - ③ 病気等により当該職務の継続が困難であると大学が認めたとき。
 - ④ その他就業規則に違反するなど、副病院長として適性を欠くと大学が認めたとき。

(事務長)

- 第4条 病院に,事務長を置く。
- 2 事務長は、病院長の監督の下に、事務長職務規程に基づき、所管業務を管掌する。

(部長会)

- 第5条 病院に、教育・研究・診療等に関する事項を審議するため、部長会を置く。
- 2 部長会の構成その他については、別に定める。

(組織区分)

- 第6条 病院に、診療・検査治療・看護・薬剤・医療安全の各部門及び事務部門を置く。
- 2 病院が必要と認めたときは、大学の承認を得て、部又は各部に属する科・室若しくは事務部の課 を増減することができる。

第3章 診療各部門の組織

第1節 診療部門

(診療各科)

- 第7条 診療部門に、診療部を置き、診療部に診療各科を置く。
- 2 診療各科については、別に定める。

(部 長)

- 第8条 診療各科に、部長を置くことができる。
- 2 部長は、病院長の命を受けて、担当科の教育・研究・診療に関する業務を管掌する。
- 3 部長は、医学部の教授又は准教授のうちから大学の承認を得て、病院長が任命する。

(科 長)

- 第9条 診療各科に、科長を置く。
- 2 科長は、所属部長の命を受けて、当該科の診療業務を分掌する。
- 3 科長は、准教授又は講師のうちから部長会の推薦に基づき、大学の承認を得て、病院長が任命する。

(医 長)

- 第10条 診療各科に, 医長を置く。
- 2 医長は、所属部長及び科長の命を受けて、診療業務を担当する。
- 3 医長は、講師、助教又は助手のうちから所属部長の推薦に基づき、大学の承認を得て、病院長が 任命する。

(検査・治療各部)

第11条 検査治療部門に、検査治療に関する各部を置く。

(部 長)

- 第12条 中央検査・治療各部に、部長を置くことができる。
- 2 部長は、病院長の命を受けて、担当部の検査又は治療に関する業務を管掌する。
- 3 部長は、医学部の教授又は准教授のうちから大学の承認を得て、病院長が任命する。 (科 長)
- 第13条 中央検査・治療各部に、科長を置くことができる。
- 2 科長は、所属部長の命を受けて、当該部の業務を分掌する。
- 3 科長は、所属部長の推薦に基づき、大学の承認を得て、病院長が任命する。 (室 長)
- 第14条 中央検査・治療各部に、室長を置くことができる。
- 2 室長は、所属長の命を受けて、業務を担当する。
- 3 室長は,所属長の推薦に基づき,大学の承認を得て,病院長が任命する。 (技術長)
- 第15条 中央検査・治療各部に、技術長を置くことができる。
- 2 技術長は、所属部長の命を受けて、所管業務を分掌する。

(技術長補佐)

- 第16条 中央検査・治療各部に、技術長補佐を置くことができる。
- 2 技術長補佐は、技術長を補佐し、その命を受けて、所管業務を処理する。

(主 任)

- 第17条 中央検査・治療各部に、主任を置くことができる。
- 2 主任は、所属上長の命を受けて、所管業務を処理する。

第3節 看護部門

(看護部長)

- 第18条 看護部門に,看護部を置く。
- 2 看護部に,看護部長を置く。
- 3 看護部長は、病院長の命を受けて、看護に関する業務を管掌する。

(看護師長)

- 第19条 看護部に、看護師長を置く。
- 2 看護師長は、看護部長の命を受けて、看護業務を分掌する。

(看護師長補佐)

- 第20条 看護部に、看護師長補佐を置くことができる。
- 2 看護師長補佐は、看護師長を補佐し、その命を受けて、所管業務を処理する。 (主 任)
- 第21条 看護部に、主任を置くことができる。
- 2 主任は、所属上長の命を受けて、所管業務を処理する。

第4節 薬剤部門

(薬剤部長)

第22条 薬剤部門に,薬剤部を置く。

- 2 薬剤部に、薬剤部長を置く。
- 3 薬剤部長は、病院長の命を受けて、薬事に関する業務を管掌する。

(技術長)

第23条 薬剤部に、技術長を置く。

2 技術長は、薬剤部長の命を受けて、所管業務を分掌する。

(技術長補佐)

第24条 薬剤部に、技術長補佐を置くことができる。

2 技術長補佐は、技術長を補佐し、その命を受けて、所管業務を処理する。

(主 任)

第25条 薬剤部に、主任を置くことができる。

2 主任は、所属上長の命を受けて、所管業務を処理する。

第5節 医療安全部門

(医療安全各室)

第26条 医療安全部門に、病院の医療安全に関する各室を置く。

(室 長)

第27条 医療安全各室に、室長を置くことができる。

- 2 室長は、病院長の命を受けて、病院の医療安全に関する業務を管掌する。
- 3 室長は、医学部の専任教職員のうちから大学の承認を得て、病院長が任命する。

(室 員)

第28条 医療安全各室には、医療法等に定めるところにより医師をはじめとする必要な人員を配置しなければならない。

第4章 事務部門の組織

(事務部・課及び課長)

第29条 事務部門に,事務部を置く。

- 2 事務部に、課を設け、課長を置く。
- 3 課長は、事務長の命を受けて、所管業務を分担する。

(課長補佐)

第30条 事務部の課に、課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、課長を補佐し、その命を受けて、所管業務を処理する。

(主 任)

第31条 事務部の課に、主任を置くことができる。

2 主任は、所属上長の命を受けて、所管業務を処理する。

(事務部の組織及び事務分掌)

第32条 事務部に、次の課を置き、次条以下に定める事務を分掌する。

- ① 庶 務 課
- ② 会 計 課
- ③ 資 材 課
- ④ 医 事 課
- ⑤ 病 歴 課

⑥ 医療情報課

(庶務課)

第33条 庶務課は、次の事務を分掌する。

- ① 病院の開設・指定許可に関する事項
- ② 文書の取扱い及び整理・保管に関する事項
- ③ 公印の保管に関する事項
- ④ 諸式,諸行事及び諸会議に関する事項
- ⑤ 企画調査及び広報に関する事項
- ⑥ 臨床研修医及び実習生に関する事項
- ⑦ 集談会及び学会に関する事項
- ⑧ 電話の交換及び自動車の配車に関する事項
- ⑨ 保安防災の企画及び実施に関する事項
- ⑩ 教職員の採用及び任免事務に関する事項
- ① 教職員の服務及び教育訓練に関する事項
- ② 教職員の給与に関する事項
- ③ 教職員の厚生及び保健に関する事項
- ④ 日本大学共済財団の諸手続に関する事項
- ⑤ 日本私立学校振興・共済事業団の諸手続に関する事項
- 16 雇用保険等の諸手続に関する事項
- ① 各課の所管に属さない事項

(会計課)

第34条 会計課は、次の事務を分掌する。

- ① 予算及び決算に関する事項
- ② 経理統計及び報告に関する事項
- ③ 金銭の出納に関する事項
- ④ 教職員の給与支払に関する事項
- ⑤ その他経理に関する事項

(資材課)

第35条 資材課は、次の事務を分掌する。

- ① 薬品,医療材料,給食材料,事務用品その他の消耗品の発注・検収・保管及び配給に関する事項
- ② 機器備品,消耗品の購入及び配与に関する事項
- ③ 各種補助金による物品の調達及び検収に関する事項
- ④ 医療材料費等の価格調査及び統計に関する事項
- ⑤ 建物,構築物,附帯設備,備品の管理及び営繕に関する事項
- ⑥ 機械設備の運転操業及び保全に関する事項
- ⑦ 光熱水の管理に関する事項
- ⑧ 建物,構築物,附帯設備の図面の管理に関する事項
- ⑨ 院内の清掃及び害虫駆除に関する事項
- ⑩ じんあい及び汚物の処理に関する事項

- ⑪ 被服リネン類の洗濯及び整備出納に関する事項
- ② その他資材及び施設に関する事項

(医事課)

第36条 医事課は、次の事務を分掌する。

- ① 患者の診療受付に関する事項
- ② 患者診療料金の算定及び収納に関する事項
- ③ 患者の申込み、受付及び予約に関する事項
- ④ 入院,死亡等諸証明書の交付に関する事項
- ⑤ 健康保険等の診療報酬請求に関する事項
- ⑥ 病歴の保管に関する事項
- ⑦ ドック身体検査及び集団検診の受付、予約並びに料金収納に関する事項
- ⑧ 健康保険等診療報酬の証明に関する事項
- ⑨ 医療社会事業に関する事項
- ⑩ 医療機関との連携等に関する事項
- ① その他医療事務に関する事項

(病歴課)

第37条 病歴課は、次の事務を分掌する。

- ① 入院患者及び外来患者の索引作成に関する事項
- ② 病歴の回収,製本及び保管に関する事項
- ③ レントゲンフィルム等の回収及び保管に関する事項
- ④ 病歴、レントゲンフィルム等の貸出し及び閲覧に関する事項
- ⑤ 疾病分類その他病歴の諸統計作成に関する事項
- ⑥ その他病歴に関する事項

(医療情報課)

第38条 医療情報課は、次の事務を分掌する。

- ① 医療・診療情報の収集・分析及び開示に関する事項
- ② 病院の経営改善及び業務改革に関する事項
- ③ オーダリングシステムの保守・管理等に関する事項
- ④ 医療情報システム(電子カルテ等)の導入・整備等に関する事項
- ⑤ 学内LANの管理・運営等に関する事項
- ⑥ その他医療情報及びコンピュータシステムに関する事項

第5章 監查委員会

(監査委員会)

- 第39条 病院の医療安全管理体制の整備及び業務の遂行が法令に基づき適切に行われているかを監査 するため、理事長の下に監査委員会を置く。
- 2 監査委員会の業務及び構成については、別に定める。

第6章 教育・研究組織

(教育・研究組織)

第40条 病院における教育・研究組織については、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 昭和43年2月6日制定の日本大学学部付属病院事務組織規程は、昭和53年11月30日をもって廃止する。